【資料6】

## 1 フロアが異なる教室を除くと基準を満たさない児童クラブの校区を対象とすることについて

利用児童の多いクラブについては、学校の余裕教室の借用等の対応を行い、国が定める面積基準(1.65 m²/人)を満たしている。基本的にはクラブに近い教室や同じフロアの教室借りているが、余裕教室の場所の関係から、クラブとフロアが異なる教室を借りている場合もある。

民間児童育成会の参入により、民間児童育成会利用を選択する児童が一定数発生し、公設児童クラブにおいては、 異なるフロアの余裕教室の借用を行わなくても国が定める面積基準を満たすことができるようになり、児童の利便性や職 員による児童の見守りの点などにおいて、児童の受入環境が向上すると考えられる。また、選択肢が広がることは、児童 やその保護者の利益となる。

よって、「フロアが異なる教室を除くと基準を満たさない児童クラブの校区」を、新規参入の指定校区の対象とする。



## 2 今後改善が見込まれる校区を対象から除くことについて

【観点】新規民間児童育成会の安定運営確保

安定運営のためには、将来にわたって一定以上の民間児童育成会を利用する児童が必要である。よって、将来児童 数減少により放課後児童クラブ利用数の減少が見込まれる校区及び施設拡充により公設児童クラブの受入環境が変 化する校区は除外する。

## 3 【参考】令和4年度の状況で対象となる校区

#### 異なるフロアの教室を借用することにより国の面積基準を満たしている校区

札苗北小学校区(札苗児童会館)

山の手南小学校区(山の手南小ミニ児童会館)

#### 除外校区

①児童数減:将来利用児童数が減少し、異なるフロアを借用せずとも基準を満たすことが見込まれる校区

②施設拡充:将来新型児童会館の整備やミニ児童会館の拡張が見込まれる校区

## 山の手南小学校区(山の手南小三児童会館)

R7 に小学校のリニューアル改修が予定されており、 その際にミニ児童会館を拡張できる可能性がある。



上記②に該当

# 令和 4 年度の状況で判定した場合に対象となる校区

### 札苗北小学校区(札苗児童会館)